

第1章 概 説

1 令和4年度事業の概況

(1) 総括事項

都の工業用水道事業は、地盤沈下対策として地下水揚水規制の代替水を供給するため、昭和39年度から墨田・江東・荒川・江戸川各区の全域及び足立区の一部に、昭和46年度から北・板橋・葛飾各区の全域及び足立区の大部分に給水してきた。

工業用水の供給とともに、地下水揚水規制の強化、揚水規制区域の拡大等が図られた結果、昭和50年代以降、地盤沈下は沈静化し、事業の所期の目的は達成している。また、昭和48年度からは清掃工場等に雑用水として供給を開始し、さらに、洗車、水洗トイレ洗浄用水などの雑用用途への利用も図ってきた。

しかし、工業用水の需要は、工場移転、水使用の合理化等により、昭和49年度を境に減少傾向が続いている一方、建設以来40年以上を経過した施設の更新時期を迎えており、厳しい事業環境に置かれてきた。

このような状況の中、工業用水道事業の抜本的な経営改革については、関係各局で構成する庁内での検討会に加え、専門家等の経験と知識を活用して検討するため、平成26年度に「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」を設置し、検討を進めた。

平成30年6月には有識者委員会から「工業用水道事業は、地盤沈下防止という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、施設の大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、今後も需要の増加が見通せないことから廃止すべきであり、事業廃止に当たっては、十分な支援策を講じるべき」との提言がなされた。

都は、有識者委員会の提言も踏まえ、平成30年第3回都議会定例会において「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」を提案し、可決されたことで、工業用水道事業は、令和5年3月31日をもって廃止することとなった。

令和4年度は、事業の最終年度として、引き続き計画的な事業執行に努めるとともに、利用者の事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、平成31年3月に策定した「工業用水道事業の廃止及び支援計画」に基づき、上水道への切替工事や料金差額補填などの利用者支援を着実に実施した。

(2) 給水状況

ア 給水件数

用 途	当年度末	前年度末	増 △ 減
工業用水	— 件	58 件	△ 58 件
雑用水	—	33	△ 33
計	—	91	△ 91
集合住宅	— (— 戸)	42 (7,614 戸)	△ 42 (△ 7,614 戸)
合 計	—	133	△ 133

イ 年度末基本水量

項 目	当 年 度	前 年 度	増 △ 減
年度末基本水量	— m ³ /日	12,997 m ³ /日	△ 12,997 m ³ /日
工業用水	—	7,572	△ 7,572
雑用水	—	4,435	△ 4,435
集合住宅	—	990	△ 990

ウ 年間総配水量

項 目	当 年 度	前 年 度	増 △ 減
年間総配水量	2,332,600 m ³	5,218,900 m ³	△ 2,886,300 m ³

(3) 施設の現況

令和5年3月31日における施設の現況は、次のとおりである。

浄水場	1か所
給水施設能力	日量 175,000 立方メートル
配水管	
配水本管	108,421 メートル
配水小管	212,517 メートル
計	320,938 メートル

(4) 財政状況

ア 収益的収支

収入は、料金収入 1 億 4,282 万 5,741 円の営業収益 1 億 5,459 万 257 円、営業外収益 14 億 1,644 万 5,070 円、特別利益 185 億 2,881 万 4,982 円で合計 200 億 9,985 万 309 円である。

これに対し支出は、営業費用 21 億 7,452 万 9,636 円、営業外費用 23 万 5,799 円、特別損失 241 億 6,231 万 4,757 円で合計 263 億 3,708 万 192 円であり、差引当年度純損失は、62 億 3,722 万 9,883 円となった。

イ 資本的収支

収入は、固定資産売却収入 22 億 3,912 万 1,981 円である。

これに対し支出は、建設改良費 2,426 万 83 円、国庫補助金返還金 11 億 6,154 万 132 円であり、差引 10 億 5,332 万 1,766 円の資金剰余となった。

ウ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローにおいては、業務活動で 74 億 3,754 万円、投資・財務活動で 159 億 2,147 万円を使用した結果、単年度で 84 億 8,394 万円キャッシュが増加し、令和 4 年度末のキャッシュ残高は、148 億 708 万円となった。